



# 生活衛生ニュース

September 2014  
Vol. 1 / No.09

発行：(株) 静環検査センター  
静岡県藤枝市高柳2310番地 tel.054-634-1000 fax.054-634-1010

## おもちゃと食品衛生法

### おもちゃとは

おもちゃを辞書で引くと「子供が持って遊ぶ道具」とでできます。また、最近では、大人がおもちゃに夢中になっている姿が見受けられます。子供が遊ぶおもちゃの中には、食品衛生法という法律で規制されるおもちゃが存在します。

### おもちゃは食品なのか!?

では、食品衛生法で規制されるおもちゃとはどのようなものを指すのでしょうか。そもそも何故おもちゃが食品のカテゴリーに属するのか疑問に思われる方もおられるでしょう。

おもちゃが、どうして食品なのか? 実際には、おもちゃは食品ではありません。おもちゃを直接に食べることは、鳥山明氏のマンガにてでてる『ガッチャマン』しか思い浮かびません。小さい子供はおもちゃを舐めたり、口に入れたりしてしまいます。もし、おもちゃに有害な物質が含まれていると、口から体内に入り、それが原因で健康を損なう可能性があります。そのため、おもちゃへの規制は、小さな子供の健康を守る為には必要不可欠なものとなっています。

なお、食品衛生法施行規則第78条において、おもちゃは、「乳幼児の健康を損なうおそれのあるおもち

ゃ」として、その一つに『乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃ』をいうと定義しています。アクセサリーがん具、うつし絵、折り紙、つみき等も含まれます。

### おもちゃの規格は

乳幼児用のおもちゃは、食品衛生法の第62条第1項に基づき、「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)」で規格が定められているため、国内で製造・販売する製品は、これに適合しなければなりません。

おもちゃを構成する部材は、紙、ゴム、ポリ塩化ビニル、ポリエチレンなどと多種多様ですが、その種類や材質ごとに規格基準が定められています。その規格試験には、ゴム製品の材質試験と各製品から溶出されるヒ素、フェノール、亜鉛、ホルムアルデヒド、フタル酸エステル、着色料などに係る溶出試験とが設けられています。

コストを極端に切り詰めて粗悪な材料を使用した安価なおもちゃの場合、折り紙から着色料の溶出、合成樹脂製風船から溶剤、有害金属顔料(鉛、カドミウム、アンチモン等)などが検出され、安全性の問題を引き起こしたケースもあります。

実際、弊社で実施する試験でも、

法定外着色料やフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)などの溶出が確認され、不合格となったものが時々見受けられます。

### おもちゃに関するその他の法規制等

おもちゃの安全性に関して、食品衛生法以外でも様々な規制が設けられています。その一部を下の表に示しました。

### 登録検査機関として

弊社は、食品衛生法に基づく登録検査機関として、輸入おもちゃについても法律に基づいた検査を受入れ、その結果をご提出させて頂いております。検査のご依頼やご相談はお気軽にお申し出下さい。

なお、おもちゃの輸入に際し、どのおもちゃが検査対象になるかの判断について苦慮される場合が多々ございます。法律に基づいて判断することが原則ですが、弊社が独自に判断できない領域もございます。

つきましては、各地の検疫所には相談窓口がありますので、事前に食品(おもちゃ)の輸入制度や検査内容などについてご相談されるのがよろしいかと思われます。その際には、乳幼児は口に接触することを本質とするおもちゃかどうか、またどの様な形態のおもちゃか、更に塗膜の有無などおもちゃに関する設計書をご持参頂くことをお勧めいたします。

(文責：大畑 貴史)

表 おもちゃに関するその他の法規制

規 制	内 容
電気用品安全法	電熱式おもちゃ、電動式おもちゃを対象としている
S T マーク制度	一般社団法人日本玩具協会が設定した自主的な安全基準
S F マーク制度	国内を流通するおもちゃ花火を対象としている
C E マーク制度	欧州統一基準であるEN71(欧州玩具安全指令)で規定されている

(参考資料)  
食品衛生検査指針 理化学編、p1046-1049(2005)

# 大腸菌群と大腸菌の違いは？

## ～食品検査における衛生指標菌としての位置づけ～

食品や水道水、河川水などの大腸菌群や大腸菌の検査は、検体ごとに基準や定義が異なり難解な状況です。特に、食品衛生法においては、食品の規格ごとに検査方法が定められています。その複雑な関係は大腸菌、糞便性大腸菌群、大腸菌群及び腸内細菌の包含図で示しました(図)。

### 大腸菌群とは？

大腸菌群の定義は、「乳糖を分解し酸とガスを産生する好気性又は通性嫌気性のグラム陰性無芽胞桿菌」とされ、食品や水道水などの糞便汚染の指標菌として幅広く検査が行われてきました。しかし、大腸菌群という用語は、細菌学的な分類に基づくものではなく、大腸菌と近縁ではない菌も含まれるため、公衆衛生上の便宜的なものといえます。

また、大腸菌群として検出される菌の中には糞便由来ではない、自然環境のみに生息する菌も含まれています。

その為、近年では大腸菌群は糞便汚染の指標というよりも、食品においては、「その食品が衛生的に管理されているか」という観点での指標として用いられます。

大腸菌群に含まれる菌は、熱に弱く次亜塩素酸などの消毒剤に対する抵抗性が低いため、加熱殺菌や消毒がしっかり行われているかの評価に用いることが可能です。また、自然環境にも多く存在するため、衛生的な状態で保管されているかの確認や殺菌・消毒後の二次汚染の判断にも用いられます。

### 大腸菌とは？

大腸菌は、一般的には分類学的大腸菌(*Escherichia coli*)のことを指します。大腸菌は人を含む哺乳動物や鳥類の腸管内に生息し、新鮮な便1gに10億個程度存在します。また、自然界では比較的生存期間が短い理由から、検出された場合は、新しい糞便汚染があったと解されます。その為、水道法では

平成16年の改正で大腸菌群に代わり大腸菌が水質基準項目になりました。

一方、食品においては、「食品・添加物等の規格基準」で「E.coli」(斜体で表さない)として基準が設定されている食品があります(表)。これらの基準では、検出菌はEC培地を用いて44.5±0.2℃で24時間培養後にガスが発生したグラム陰性無芽胞桿菌を指し、前述の分類学的大腸菌とは異なりません。この中には、一部のシトロバクテラ属やエンテロバクテラ属、クレブシエラ属等に分類される細菌も含まれるため、糞便性大腸菌群と呼ばれています。

このように食品衛生における「E.coli」も大腸菌群と同じように公衆衛生上の用語となります。大腸菌群、大腸菌ともその定義や検査方法は複数あり、検体の種類や検査の目的に応じて、検査項目、検査方法を選択する必要があります。

(文責：長田 昌也)

表 大腸菌と大腸菌群の検査の一例(弊社)

検査対象	検査項目	検査日数	
食品 牛乳	大腸菌群	3日	
	生食用カキ	「E.coli」	1日
	凍結前未加熱・冷凍食品	「E.coli」	3日
	凍結前加熱・冷凍食品	大腸菌群	3日
	漬物	「E.coli」	3日
洋生菓子	大腸菌群	3日	
水	水道水	大腸菌	1日
	プール水	大腸菌	1日
	浴槽水	大腸菌群	1日
	水浴場水	糞便性大腸菌群数	1日
	放流水	大腸菌群	1日
	河川水	大腸菌群数	2日

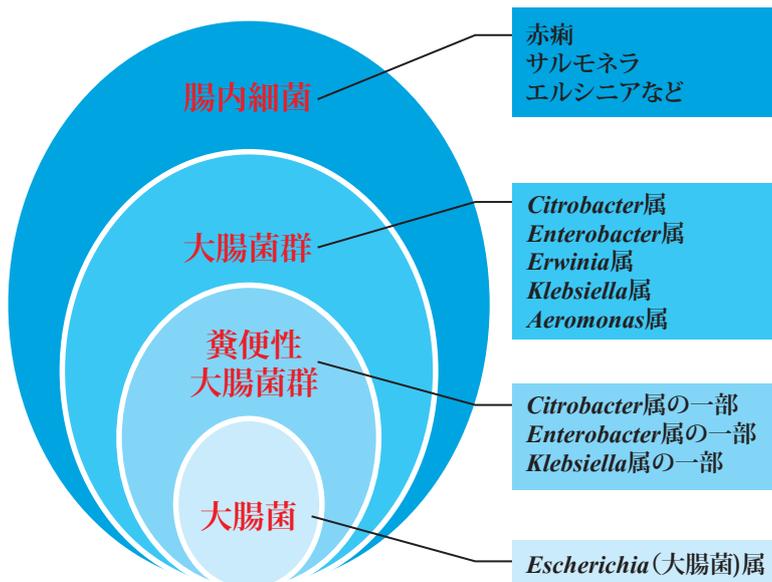


図 大腸菌と大腸菌群の位置づけ

### お問い合わせ

TEL 054-634-1000 FAX 054-634-1010  
<http://www.seikankensa.co.jp>

最新の分析機器と高精度な技術で暮らしの安心、安全をサポートする

株式会社 静環検査センター

静岡県藤枝市高柳2310番地